

○羽幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する
要綱

平成16年9月22日

訓令第13号

改正 平成17年9月30日訓令第45号
平成18年3月23日訓令第3号
平成18年9月29日訓令第16号
平成20年3月31日訓令第4号
平成20年9月22日訓令第9号
平成21年2月19日訓令第2号
平成21年3月17日訓令第7号
平成22年3月17日訓令第14号
平成24年3月12日訓令第2号
平成24年8月31日訓令第16号
平成25年12月17日訓令第31号
平成26年9月29日訓令第66号
平成28年3月30日訓令第33号

羽幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障がい者及びひとり親家庭等の保護の向上を図るため、医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進を寄与することを目的とし、その助成について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により

身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表5号に掲げる1級、2級又は3級(心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいに限る。)である者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい(知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については、おおむね50以下であつて、日常生活において介護を必要とする者)と判定され、又は診断された者

(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(以下「精神保健手帳」という。)の交付を受けた者(以下「精神障がい者」という。)であつて、精神保健福祉法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この要綱において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する

配偶者のない男子であつて、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。

(3) 「児童」とは、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者(引き続いて特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者にあつては、在学する期間を含む。)

イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (4) 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)
- (5) 国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)

4 この要綱において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保健各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と、当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場

合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

- 5 第4条に定める「一部負担金」とは、次の各号に定める一部負担金をいう。
 - (1) 受給者の属する世帯員全員が町民税非課税者の場合は、初診時一部負担金(医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復師に係るときは初診1件につき270円)
 - (2) 前号以外の場合は、高確法第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額(基本利用料、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。
- 6 前項第2号の場合であつて受給者が次項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。
- 7 この要綱において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- 8 この要綱において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この要綱において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 10 この要綱において「附加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において附加給付される

もの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条 町は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障がい者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費(重度心身障がい者のうち精神障がい者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。)について助成する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
- (3) 重度心身障がい者で、次のいずれかに該当している者
 - ア 所得の額が、別表1で定める額以上であること。
 - イ 重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の所得の額が、別表1で定める額以上であること。
 - ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、要綱第2条第5項第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者。
 - エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間
- (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当している

者

ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、別表 1 で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する扶養義務者の所得の額が、別表 1 で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者(以下「養育者」という。)の所得の額が、別表 1 で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、別表 1 で定める額以上であること。

(5) 羽幌町民でない者(国民健康保険法第116条の2の規定により羽幌町が行う国民健康保険の被保険者とされた者は除く。)

(助成の額)

第 4 条 助成の額は、医療費に関し次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある者 医療費から基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる者以外の者 医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び附加給付の額を控除して得た額

2 町長は、第 2 条第 7 項に規定する基本利用料の額が別表 2 で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証等の交付申請)

第 5 条 医療の助成を受けようとする者又は保護者は、受給者証等の交付申請書(別記様式第 1 号又は別記様式第 2 号)を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 医療保険各法による被保険者又は被扶養者たることを証する書面(以下「被保険者証等」という。)
 - (2) 第3条第4号及び第5号に規定する所得の状況を明らかにする書類
 - (3) 第2条第5項第1号に規定する者(その属する世帯員全員が町民税非課税者に限る。)にあつては、世帯員全員が町民税非課税であることを確認できる書類
 - (4) 重度心身障がい者医療の助成を受けようとする者は、第2条第1項第1号に規定する身障手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳
 - (5) ひとり親家庭医療の助成を受けようとする者のうち、その子が特別支援学校の高等部(専攻科を除く。)に在学する者であるときは、その在学証明書
- 3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請者に添付すべき書類の内容が公簿等によつて確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。
- 4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。
- (受給者証等の交付等)
- 第6条 町長は、前条の申請に基づき受給者と決定したときは、申請者に、受給者証(別記様式第3号の1から別記様式第4号の2まで)を交付し、受給者台帳(別記様式第5号又は別記様式第6号)に登載するものとする。
- 2 前項に規定する受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。
- 3 前条の規定により認定された者の受給者証の有効期間の始期は、次の各号のいずれかによるものとする。
- (1) 受給資格を有した日と受給者と認定された日(受給者証交付申請日)が

同一月の場合は、受給資格を有した日

- (2) 受給資格を有した日が受給者と認定された日の属する月の初日以前の場合は、受給者として認定された日の属する月の初日からとする。
- (3) 前号において健康保険の認定の遅れ並びに受給資格者及び保護者が入院中であつた等やむを得ない理由で申請が遅れた場合は、受給資格を有した日とする。
- (4) 第1号及び第3号における重度心身障がい者については、身障手帳交付の原因となる入通院がある場合、身障手帳交付の日の属する月の初日を限度に身障手帳交付の原因となる入通院の開始日まで遡及できるものとする。

(受給者証の再交付)

第7条 受給者は、受給者証を破り、よごし、又は失つたことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、再交付申請書(別記様式第7号)を町長に提出するものとする。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療を受けようとするときは、当該医療機関等に、被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第9条 医療に関する経費の助成は、町長がその額を医療機関等に支払うことにより行う。

- 2 町長は、特に必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することができる。

(助成金の支給申請及び申請期間)

第10条 前条第2項の規定による助成金の支給を受けようとする者は、医療費支給申請書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による医療機関等への支払いは、医療機関等よりの医療費請求書の提出により行うものとする。

3 本条における申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

(助成金の支給決定)

第11条 町長は、前条第1項に規定する申請書を受理、内容審査し、支給することを決定したときは、医療費支給決定通知書(別記様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第12条 受給者は、氏名、住所又は保険者の変更があつたときは、受給者住所等変更届(別記様式第10号)により、第3条の規定に該当しなくなつたときは、資格喪失届(別記様式第11号)により受給者証を添えて、町長に届出しなければならない。

(助成の制度)

第13条 町長は、受給者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において、この要綱に定める助成を行わず、すでに助成したときは、返還させるものとする。

(助成金の返還)

第14条 町長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から、当該助成額の全部又は一部を返還させるものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 平成16年9月30日以前において生じた医療費の支給、その他についてはなお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日訓令第45号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日訓令第3号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日訓令第16号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月22日訓令第9号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年2月19日訓令第2号)

この訓令は、平成21年2月19日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

附 則(平成21年3月17日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日訓令第14号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月12日訓令第2号)

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前において生じた医療費の支給、その他については、なお従前の例による。

附 則(平成24年8月31日訓令第16号)

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日訓令第31号)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前において生じた医療費の支給、その他については、なお従前の例による。

附 則(平成26年9月29日訓令第66号)

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日訓令第33号)抄

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(羽幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この訓令の施行の際、第1条の規定による改正前の羽幌町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表1(第3条関係)

1 所得の額

- (1) 要綱第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得(1月から7月までの分の医療に関する経費の支給については、前々年の所得とする。以下同じ。)とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。
- (2) 要綱第3条第5号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第3項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

(1) 所得の範囲

- ア 要綱第3条第4号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。
- イ 要綱第3条第5号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法第9条第2項並びに同法施行令第2条の4第3項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

- ア 要綱第3条第4号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 要綱第3条第5号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項の規定及び第2項の規定によるものとする。

別表2(第4条関係)

要綱第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。